

# 鳥取市文化センター 減免制度について

■ 令和2年7月1日より、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、減免制度が拡大されました！

【現在】

【新型コロナウイルス感染対策による減免】

対象者・利用目的	利用区分		減免対料金	減免率	New!	減免率
鳥取市内の文化団体協議会に加盟する団体が利用するとき ・鳥取市文化団体協議会 ・福部町文化協会 ・河原町文化協会 ・用瀬町文化団体協議会 ・佐治町文化協会 ・気高町文化協会 ・鹿野町文化団体連絡協議会 ・青谷町文化協議会	文化ホール (ホール)	本番以前の30日以内に行う練習・準備	施設利用料	75%		→
			冷暖房利用料	50%		
		上記以外の練習・準備	冷暖房利用料	50%		
		本番	施設利用料	50%		
	冷暖房利用料		50%			
	文化センター (展示ホール)	本番	施設利用料	50%	100%	
			冷暖房利用料			
	上記以外の施設	本番以外の利用	冷暖房利用料	50%	100%	
			施設利用料			
	上記以外の施設	日頃の練習又は会議等	施設利用料	50%	100%	
冷暖房利用料						

(令和2年7月1日から令和3年3月31日まで)

## ■その他減免制度

対象者・利用目的	利用区分		減免対象金額	減免率
鳥取市内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校の幼児、児童、又は生徒が利用するとき	文化ホール	練習・準備	施設利用料	75%
			設備器具利用料 冷暖房利用料	50%
	上記以外の施設	本番	施設利用料	50%
			設備器具利用料 冷暖房利用料	
保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学の幼児、児童、生徒、学生が利用するとき 障がい者、要介護者が利用するとき	文化ホール	練習・準備	施設利用料	75%
		本番		50%
	上記以外の施設			

※ 減免を希望される団体は、利用許可申請書と同時に利用料減免申請書をご提出ください。

鳥取市文化センター

〒680-0841

鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目701番地

TEL : 0857-27-5181 FAX : 0857-27-5154

MAIL : bunka@tottori-shinkokai.or.jp



鳥取市文化センター 公式